

京都市競争入札等取扱要綱

制定 平成6年4月1日

改正 平成9年4月1日, 平成10年6月1日, 平成11年3月25日, 平成11年10月19日, 平成12年3月31日, 平成12年6月20日, 平成13年12月25日, 平成14年5月31日, 12月27日, 平成15年3月24日, 平成16年3月31日 平成16年5月26日, 平成17年3月31日, 平成18年5月30日, 平成19年5月31日, 平成21年5月29日, 平成22年5月25日, 平成23年3月25日, 平成24年5月22日, 平成24年8月2日, 平成24年9月27日, 平成25年5月30日, 平成26年8月20日, 平成27年11月10日, 平成29年3月27日, 平成29年9月6日, 平成30年11月5日, 平成31年3月27日, 令和2年3月27日, 令和3年3月29日

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 競争入札の参加者の資格（第2条～第6条）
- 第3章 競争入札運用委員会（第7条～第12条）
- 第4章 一般競争入札（第13条～第21条の14）
- 第5章 指名競争入札（第22条～第28条）
- 第6章 競争入札参加停止（第29条～第31条）
- 第7章 雜則（第32条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、京都市（以下「本市」という。）が発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格及び競争入札の方法並びに競争入札の参加停止の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。
- (2) 測量、設計等 工事の設計若しくは監理、又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等をいう。
- (3) 物品等の調達 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等をいう。
- (4) 特定競争入札参加資格 地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の5の2の規定により市長が定めた一般競争入札を行う者に必要な資格及び令第167条の12第1項の規定による指名を受ける者に必要な資格をいう。
- (5) 事前確認資格 競争入札の入札の前に確認する特定競争入札参加資格をいう。

- (6) 事後確認資格 競争入札の開札の後に確認する特定競争入札参加資格をいう。
- (7) 事後確認型一般競争入札 特定競争入札参加資格の全部又は一部の確認を開札の後に行うこととする一般競争入札をいう。
- (8) 有効入札者 競争入札の予定価格の制限の範囲内において有効な価格で入札を行なった者をいう。
- (9) 最低価格入札者 有効入札者のうち、最も低い価格をもって入札した者（物品の売払いの契約にあっては最も高い価格で入札した者）をいう。
- (10) 通常型指名競争入札 指名競争入札に参加する者について、その者の当該競争入札参加の意向に関係なく市長が令第167条の12第1項の規定による指名を行う指名競争入札をいう。
- (11) 意向反映型指名競争入札 工事及び設計、測量等（以下「工事等」という。）に係る指名競争入札で、市長が選定した者について当該指名競争入札参加の意向を確認し、当該指名競争入札参加の意向を有する者について令第167条の12第1項の規定による指名を行うものをいう。
- (12) 公募型指名競争入札 特定競争入札参加資格の要件を示して入札参加者を公募し、参加の申請を行った者のうち当該資格があると認められる者について、令第167条の12第1項の規定による指名を行う指名競争入札をいう。
- (13) 参加希望型指名競争入札 物品等の調達に係る公募型指名競争入札で、電子入札システム（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第1項に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）により入札した者が開札まで秘匿されるものをいう。
- (14) 事後確認型指名競争入札 公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札で、特定競争入札参加資格の確認の一部を開札の後に行うこととするものをいう。
- (15) 市内中小企業 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。

第2章 競争入札の参加者の資格

（競争入札の参加者の資格）

- 第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
 - (4) 工事の請負にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、小規模な修繕の請負を除く。
 - ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
 - イ 建設業法第27条の23第1項の規定による審査を受けていること。
 - ウ 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- (ア) 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - (ウ) 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 競争入札に参加しようとする者が、前営業者の入札参加資格に係る営業を相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継したときは、承継人において前項第2号及び第3号に掲げる資格を有しているものとみなす。

(工事の請負の競争入札の参加者の等級区分等)

第3条 市長は、前条第1項各号に掲げる資格を有する者のうち、別表1に定める工事種別の工事の請負の競争入札に参加しようとする者については、次の各号に掲げる経営事項及び本市評価事項を審査のうえ、同表に定める工事種別及び予定価格の金額（以下「予定価格」という。）に対応する等級に区分して格付けすることができる。

(1) 経営事項

国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第27条の29第1項の規定により通知を受けた総合評定値（建設業法第27条の23第1項に規定する審査により評価を受けたもので、別に定める基準日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降において当該審査を受けたものに限る。）

(2) 本市評価事項

- ア 本市が発注した工事で、別に定める基準日から当該基準日の翌月の6年7月前の初日までの間に完成した工事に係る工事種別ごとの平均工事成績
- イ 本市における工事種別ごとの1件最高施工額
- ウ 規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載された者としての工事種別ごとの継続年数
- エ 第29条第1項の規定により直前1年間に措置された競争入札参加停止の期間
- オ その他市長が必要と認める事項

(工事の請負以外の契約の競争入札の参加者の等級区分等)

第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる資格を有する者のうち、別表2に定める工事の請負以外の契約の競争入札に参加しようとする者については、次の各号に掲げる経営事項及び本市評価事項を審査のうえ、同表に定める業務種別及び予定価格に対応する等級に区分して格付けすることができる。

(1) 経営事項

国土交通省の「建設コンサルタント業務等請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」に準拠して算定された点数

(2) 本市評価事項

- ア 本市における業務種別ごとの1件最高履行額
- イ 規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載された者としての

業務種別ごとの継続年数

ウ 第29条第1項の規定により直前1年間に措置された競争入札参加停止の期間

エ その他市長が必要と認める事項

(資格の承継)

第5条 市長は、規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「競争入札有資格者名簿」という。）に登載した者（以下「競争入札有資格者」という。）の入札参加資格に係る営業が、相続、営業譲渡、合併、吸収分割、新設分割その他の適法な手続によって承継されたときは、承継人が第2条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる資格を有しない者である場合を除き、承継人に前営業者の資格を承継させることができる。この場合において、市長は、前営業者について格付けした等級又は定めた順位があるときは、当該等級又は順位を変更することができる。

(競争入札有資格者名簿からの削除)

第6条 市長は、競争入札有資格者名簿に登載した者が、第2条第1項各号に掲げる資格の一を欠くこととなったとき、又は規則第3条及び規則第21条若しくは規則第4条第3項及び規則第22条第3項の規定により提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、競争入札参加資格の承認を取り消し、競争入札有資格者名簿から削除することができる。

第3章 競争入札運用委員会

(構成)

第7条 規則第28条の13第1項に規定する京都市競争入札運用委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市長が指名する副市長
- (2) 行財政局財政担当局長
- (3) 行財政局管財契約部長
- (4) 行財政局管財契約部契約課長
- (5) 事業担当局の局長又は担当局長
- (6) 工事担当局の局長又は担当局長（工事の請負の場合に限る。）
- (7) 工事担当局の工事担当部の部長（工事の請負の場合に限る。）

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、市長が指名する副市長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するとこ

ろによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、第7条各号に掲げる者以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第10条 委員会に、特定の事項を審議させるため、部会を置く。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 行財政局財政担当局長
- (2) 行財政局管財契約部長
- (3) 行財政局管財契約部契約課長
- (4) 工事担当局の工事担当部の部長（工事の請負の場合に限る。）

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、行財政局財政担当局長とする。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の招集及び議事について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(委員会の審議を経るもの及び部会の専決事項)

第11条 規則第28条の13第2項の規定により委員会の審議を経るもの及びその審議事項は、次のとおりとする。

(1) 予定価格が1億円以上の工事の請負 次に掲げる事項

- ア 入札の方法
- イ 一般競争入札の場合の入札参加資格
- ウ 通常型指名競争入札の入札参加業者の指名
- エ 意向反映型指名競争入札の意向確認の対象者の選定
- オ 公募型指名競争入札の入札参加資格

(2) 予定価格が1億円以上の製造の請負 次に掲げる事項

- ア 入札の方法
- イ 一般競争入札の場合の入札参加資格

(3) 予定価格が8,000万円以上の動産の買入れ又は売払い 次に掲げる事項

- ア 入札の方法
- イ 一般競争入札の場合の入札参加資格

2 前項の規定にかかわらず、工事の請負又は製造の請負については、予定価格が1億円以上4億円未満のときは、部会の決議をもって委員会の決議とすることができます。

(庶務)

第12条 委員会及び部会の庶務は、行財政局管財契約部契約課において行う。

第4章 一般競争入札

(一般競争入札の公告)

第13条 令第167条の6第1項及び規則第5条第1項の規定による公告は、京都市条例の公布等に関する条例第6条第1号に定めるところにより行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。
- (1) 特定競争入札参加資格に関する事項（事後確認型一般競争入札の場合は、事前確認資格及び事後確認資格について、それぞれ次に掲げる事項）
- ア 資格の内容
 - イ 確認の方法
 - ウ 確認のために提出すべき書類の種類及び提出期限
 - エ 確認の結果の通知の方法及び時期（請求があったときのみ確認の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）
 - オ 特定競争入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる期間
 - カ 前各号の他確認に必要な事項
- (2) 落札者の決定に関する事項
- ア 落札者決定の方法
 - イ 落札者決定の時期
 - ウ 落札者への通知の方法及び時期
 - エ 落札者以外の入札参加者に対する通知の方法及び時期（請求があったときのみ入札の結果を通知する場合にあっては、請求があったときのみ通知する旨、請求することができる期間並びに通知の方法及び時期）
 - オ 落札者とならなかった理由について説明を求める能够な期間
- （共同企業体の取扱い）
- 第13条の2 規則第4条の2第1項及び規則第23条第1項に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）を契約の相手方としようとする場合にあっては、京都市共同企業体運用基準（以下「基準」という。）第11条第1項の規定による公示は、前条第1項に規定する公告に含めて行うものとする。
- （一般競争入札参加者に必要な資格）
- 第14条 市長は、令第167条の5の2の規定により、一般競争入札に参加しようとする者に必要な特定競争入札参加資格を定めるときは、発注する契約ごとに、次に掲げる事項の全部又は一部について、契約の内容等を総合的に勘案のうえ、定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別の事情がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。
- (1) 発注する契約に対応する業種又は種別についての競争入札有資格者であること。
 - (2) 市長が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
 - (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。
 - (4) 発注する契約に対応する技術者の配置予定その他の履行の体制が適切であること。
 - (5) 発注する契約の履行の計画が適切であること。
 - (6) 市内中小企業であること。
 - (7) 第3条又は第4条の規定による格付を受けていること。
 - (8) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 特別の事情により、前項第6号に掲げる要件を当該特定競争入札参加資格に定めることができない場合にあっても、本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有するものを当該特定競争入札参加資格に定めるよう努めるものとする。

(一般競争入札参加資格の確認の申請等)

第15条 第13条の公告があったときは、当該公告に係る一般競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に、市長に対し、前条の規定により市長が定めた特定競争入札参加資格（事後確認型一般競争入札の場合にあっては、事前確認資格に限る。以下この条において同じ。）の確認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請があったときは、申請者の当該資格の有無について確認し、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、申請者に対し確認の結果を通知するものとする。この場合において、特定競争入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格がないと認めた者から、市長が定める期間内に、書面により、その理由についての書面による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(落札決定の保留)

第15条の2 市長は、開札の後、事後確認資格の確認その他の落札者の決定に必要な手続のために直ちに落札決定できないときは、必要な期間、落札決定を保留するものとする。

2 市長は、前項の規定により落札決定を保留したときは、入札参加者に対し、落札決定を保留した旨及びその理由について、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知又は宣告するものとする。

(事後確認資格の確認の対象者の指定)

第15条の3 事後確認資格の確認の申請は、当該事後確認資格に係る一般競争入札の有効入札者のうち市長が指定する者のみが、市長の指定する期間においてすることができるものとする。

2 市長は、前項に規定する指定をしようとするときは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 有効入札者全員を指定する方法
- (2) 最低価格入札者のみを指定する方法

(事後確認資格の確認)

第15条の4 前条第2項の規定により事後確認資格の確認について指定を受けた者（以下「申請指定者」という。）は、市長が指定する日時までに、必要な書類を添えて事後確認資格の確認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、申請した者のうち、予定価格の制限の範囲内において最も低い価格で入札した者（物品の売払いに係る契約にあっては、最も高い価格で入札した者。第15条の6第1項及び第24条の10において同じ。）について事後確認資格の有無を確認するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、物件の買入れ又は借入れに係る事後確認型一般競争入札の事後確認資格が、市長が指定する物件（以下「要求品」という。）若しくは性能、機能その他

の仕様が要求品と同等であると認められる物件（以下「同等品」という。）を納入り、又は貸し出すことができる者であるか否かを確認するもの（以下「同等品確認」という。）である場合において、前条の規定により指定を受けた者が第1項に規定する申請を期日までに行わないときは、要求品により契約を履行することができるものとみなし、事後確認資格があるものとする。

（事後確認資格がない場合の入札の無効）

第15条の5 市長は、前条第2項の規定により確認を受けた者（以下「確認対象者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その者は事後確認資格がないものと認め、その者のした入札は、無効とする。

- (1) 確認に必要な書類について、前条の規定により定めた提出期日までに提出しないとき。
ただし、事後確認資格が同等品確認であるときを除く。
- (2) 確認のために提出された書類について、記載内容の不備、記載漏れ等があったとき。
- (3) 前各号のほか、第14条の規定により定めた特定競争入札参加資格を満たしていないと認められるとき。

（確認対象者の事後確認資格がないときの確認）

第15条の6 市長は、確認対象者が事後確認資格がないと認められる場合において、当該確認対象者以外の有効入札者のうち申請指定者となっていない者があるときは、その者について第15条の3第2項に規定する指定を行うものとする。

- 2 第15条の4及び第15条の5の規定は、前項の規定により申請指定者となった者の事後確認資格を確認する場合に準用する。
- 3 前2項の規定は、第1項の規定により指定を受けた者について事後確認資格がないと認められる場合に準用する。

（事後確認資格の確認の結果の通知等）

第15条の7 市長は、第15条の4第2項及び前条の規定による事後確認資格の確認の結果、当該資格がないと認めた者から、市長が定める期間内に、当該資格の確認の結果の通知について請求があったときは、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、通知するものとする。この場合において、請求が書面によるもので、書面による説明を求めるものであるときは、同表の規定にかかわらず、通知は、書面により行うものとする。

（事後確認型一般競争入札の落札者決定）

第15条の8 市長は、事後確認型一般競争入札を行った場合において、第15条の4第2項及び第15条の6の規定により事後確認資格の確認を行い、当該確認を受けた者について事後確認資格があると認められたときは、その者を落札者とする。

（落札決定の通知）

第15条の9 市長は、一般競争入札の落札者を決定したときは、落札者に対し、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、速やかにその旨を通知又は宣言するものとする。

- 2 市長は、一般競争入札（規則第28条の2に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を除く。次項において同じ。）の落札者を決定したときは、当該競争入札の参加者のうち落札

者とならなかつた者に対し、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により、次に掲げる事項を通知又は宣告するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
- (2) 落札者の商号又は名称
- (3) 落札金額

3 市長は、一般競争入札の落札者を決定した場合において、落札者とならなかつた者から、その理由の説明について請求があったときは、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

(事後確認型一般競争入札の再度入札)

第15条の10 市長は、入札の前に予定価格を公表しないこととした事後確認型一般競争入札を実施した場合において、入札をした者が次のいずれかに該当するときは、令第167条の8第3項の規定による再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。

- (1) 有効入札者となった者がなかつたとき。
- (2) 有効入札者となりた者があり、その者に対して第15条の4第2項及び第15条の6の規定により事後確認資格の確認を行った結果、事後確認資格があると認められた者がなかつた場合において、入札をした者のうち有効入札者とならなかつた者が1以上あつたとき。

(特定競争入札参加資格の確認の取消し)

第16条 市長は、第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6の規定による確認の結果、特定競争入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該確認を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定日時までに、第6条の規定により競争入札参加資格の承認を取り消され、競争入札有資格者名簿から削除されたとき。
 - (2) 落札決定日時までに、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けたとき。
 - (3) その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、入札の公告の日から落札決定の日までの間の市長が指定する日において第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者について、特定競争入札参加資格の確認を取り消すこととすることができる。

(設計図書又は仕様書等の閲覧等)

第17条 設計図書又は仕様書等の閲覧は、市長が定める期間内に閲覧できるものとし、必要な者は、市長が定める場所において、自己の負担により複写することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、別に方法を定めることがある。
- 3 市長が定める期間内に設計図書又は仕様書等に関する質問書の提出があつたときは、行財政局管財契約部契約課において受付け、当該質問書に対する回答書は、市長が定める期限まで行財政局管財契約部契約課において閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第18条 市長が必要と認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。

(積算内訳書の提示)

第19条 市長は、次の各号の一に該当する契約を一般競争入札により締結しようとするとき

は、当該一般競争入札に参加するすべての者又は当該一般競争入札において落札した者に、その者の行った当初の入札に係る積算内訳書を提示させることができる。

- (1) 市長が定める工事の請負の契約
- (2) その他市長が特に必要と認める契約

(予定価格等に関する調書)

第19条の2 行財政局管財契約部契約課において契約の手続を行う場合において、入札を執行するときは、入札事務関係職員は、入札に付する事項の予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査制度に係る調査基準価格に関する調書を作成し、あらかじめ行財政局財政担当局長（行財政局管財契約部長又は行財政局管財契約部契約課長が契約を決定する場合にあっては、その決定をする者）の決定を受けなければならない。ただし、予定価格が5,000,000円以下の物品等の調達に係る契約について競争入札をしようとするときは、予定価格の決定に当たってこれらの調書の作成を省略することができる。

2 予定価格を公表せずに入札を執行するときは、入札事務関係職員は、前項に規定する調書を封書にし、開札の際、開札の場所に置かなければならない。

(虚偽の申請をした者の入札の無効)

第20条 規則第6条の2各号に掲げるもののほか、第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6の規定による確認に際し虚偽の申請により特定競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

(電子入札システムによる一般競争入札の公告)

第21条 市長は、電子入札システムによる一般競争入札を行おうとするときは、第13条に規定する当該競争入札の公告において、その旨を明らかにするものとする。

(電子入札システムによる一般競争入札の入札期間等)

第21条の2 電子入札システムによる一般競争入札の入札期間（入札データを電子入札システムに到達させることができる期間をいう。以下同じ。）は、3日間（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、入札期間を伸縮することがある。

2 電子入札システムによる一般競争入札の開札は、前項の規定により定められた入札期間の最終日の翌日以降に行うものとする。

(入札データの送信方法)

第21条の3 入札データを電子入札システムに到達させる方法は、次のいずれかの方法に限るものとする。ただし、規則第28条の2に規定する特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札において郵便により入札書が本市に到達したときは、この限りでない。

- (1) インターネットを利用して入札データを送信する方法
- (2) 入札端末機を使用して入札データを送信する方法

2 市長は、電子入札システムによる一般競争入札における入札データ（規則第6条第2項に規定する入札データをいう。以下同じ。）の送信方法について、インターネット又は入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）のいずれを使用するか

について指定することがある。

(電子入札システムの利用者登録等)

第21条の4 電子入札システムによる一般競争入札に参加しようとする者（以下「電子入札参加者」という。）のうちインターネットを利用して一般競争入札の入札データを送信しようとする者は、あらかじめ、インターネットを利用して電子入札システムの利用者登録（以下「利用者登録」という。）を行わなければならない。

2 市長は、利用者登録があったときは、利用者登録の日の翌日（その日が休日である場合にあっては、その日の直後の休日でない日）に、当該利用者登録をした者に係る競争入札有資格者名簿（京都市財務会計システムにおいて調製するものに限る。以下この条、次条第1項及び第21条の11第1項において同じ。）にその旨記録するものとする。

(インターネット入札者の入札データの送信等)

第21条の5 前条第2項の規定により競争入札有資格者名簿に利用者登録があつた旨記録された者（以下「インターネット入札者」という。）は、第15条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請（以下この条、第21条の7及び第21条の10第1項において「申請」という。）は、インターネットを利用して行わなければならない。

2 インターネット入札者のうちインターネットを利用して申請を行なった者は、インターネットを利用して入札データを送信することができる。

3 第1項の場合において、インターネット入札者がインターネットを利用しないで申請を行なったときは、その者の当該申請に係る一般競争入札の入札データは、インターネットを利用して送信することはできないものとする。

(利用者登録の要件)

第21条の6 利用者登録は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) あらかじめ、電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したものに限る。以下同じ。）の発行を受けている者であること。
- (3) 第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受けている者でないこと。

(入札端末機による入札データの送信等)

第21条の7 電子入札参加者のうちインターネットを利用して入札データを送信しないで申請を行なった者は、入札端末機を使用して入札データを送信しなければならない。

(カードの発行)

第21条の8 電子入札参加者のうち入札端末機を使用して入札データを送信しようとする者は、あらかじめ、市長から、入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下「カード」という。）の発行を受けなければならない。

2 前項の規定によりカードの発行を受けようとする者は、あらかじめ、市長に対し、カードの発行について申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定によるカードの発行の申請があつたときは、申請者が競争入札有資格者名簿に登載されている者であるか否かについて審査するものとする。この場合において、市長は、申請者が当該名簿に登載されている者であるときは、速やかにカードを発行するも

のとする。

- 4 市長は、第2項に規定する申請の受理にあたり申請者に対して当該カードの使用を予定する時期を確認するものとする。
- 5 第3項後段の規定にかかわらず、市長は、前項の規定によりカードの使用を予定する時期の確認を行い、当該カードの利用に支障がないと認められるときは、カードについて、発行の期日を申請の日以後2週間以内の日において設定し、発行することができる。この場合において、カードの発行の期日は、第2項に規定する申請の受理にあたり申請者に対して明らかにするものとする。

(パスワードの設定等)

第21条の9 前条第3項又は第5項の規定によりカードの発行を受けた者（以下「カード保有者」という。）は、当該カードを使用して入札を行うまでに、あらかじめ、入札端末機においてパスワードを設定しなければならないものとする。

- 2 カード利用者は、前項の規定により設定したパスワードを失念したときは、カード保有者であることを証明する書類を添えて、書面により、市長に対し、京都市電子入札システムにおける当該カード保有者のしたパスワードの設定を無効とするよう求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定によりパスワードの設定を無効とするよう求めた者がカード保有者であることを確認したときは、当該カード保有者に係るパスワードの設定を無効とするものとする。

(入札端末機の一時使用)

第21条の10 インターネット入札者がインターネットを利用して申請を行った後に、インターネットを利用するための機材の故障その他の理由により、一時的にインターネットを利用して当該申請に係る一般競争入札の入札データを送信することができなくなったときは、当該競争入札に係る入札データの送信方法について、インターネットを利用する送信方法から入札端末機を使用する送信方法へ変更することができるものとする。

- 2 前項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード保有者であるときは、当該カード保有者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の終了の時刻の1時間前までに、市長に対し、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。
- 3 第1項の規定により入札データの送信方法を変更しようとする者がカード保有者でないときは、その者は、入札端末機を使用して入札データを送信しようとする一般競争入札の入札期間の終了の時刻の1時間前までに、市長に対し、第21条の8第2項に規定するカードの発行の申請を行うとともに、理由を付して入札端末機の一時使用の申請をしなければならないものとする。

(インターネット入札者の入札データの送信方法の変更)

第21条の11 インターネット入札者が、電子証明書の失効その他の理由により、インターネットを利用して入札データを送信することができなくなったときは、市長に対し、理由を付して競争入札有資格者名簿の利用者登録に係る記録（以下「記録」という。）の抹消について申請しなければならないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による記録の抹消の申請があった場合において、インターネットを利

用して入札データを送信することができないものと認められるときは、原則として、当該申請の日から1週間以内に当該申請に係る記録を抹消するものとする。

3 記録の末梢の申請をした者は、既にカードの発行を受けているときは、前項の規定による記録の抹消の作業の完了の日時以後において、入札端末機を使用して入札データを送信することができる。

(カードの盗難、紛失、破損及び再発行)

第21条の12 市長は、カード利用者から、発行を受けたカードについて盗難、紛失、破損その他の原因により利用できなくなった旨の届出を受けたときは、当該カードを失効させる。

2 前項の規定により失効させたカードによる入札について、当該カードを失効させた日時以降に開札したときは、届出を行った者が有効である旨を申し立てたときを除き、当該入札は、無効とする。

(電子入札システムの障害による入札の取消し等)

第21条の13 市長は、電子入札システムによる一般競争入札を行うため第13条に規定する公告を行った場合において、電子入札システムを構成する機器、ソフトウェア等に障害が発生したことにより当該公告において明らかにした入札の手続を行うことが不可能となったときは、当該競争入札を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により一般競争入札を取り消したときは、直ちに、当該競争入札の参加者に対して通知するものとする。ただし、前項に規定する障害のため、入札参加者が不明であるときは、この限りでない。

第5章 指名競争入札

(通常型指名競争入札の指名の方法)

第22条 市長は、通常型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に対応する業種についての競争入札有資格者のうちから、発注する契約ごとに次に掲げる事項の全部又は一部について審査し、その結果を総合的に判断するとともに、指名及び受注の状況を考慮して令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績
- (4) 発注する契約と同種の契約についての履行の成績又は履行状況
- (5) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力
- (6) 発注する契約についての地理的条件
- (7) 工事の請負にあっては、手持ち工事等の状況
- (8) 技術者等の配置状況、安全管理の状況及び労働福祉の状況
- (9) 第3条第1項の規定による格付け若しくは同条第2項の規定による順位又は第4条の規定による順位
- (10) その他特に留意する必要があると認められる事項

2 市長は、前項の規定による指名を行おうとするときは、指名しようとする者に対して、書面、口頭又はインターネットを利用して通知するものとする。

(指名の優先)

第23条 市長は、前条の規定により審査の結果を総合的に判断する場合において、特別な事情がある場合を除き、市内中小企業を優先して指名するものとする。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する競争入札有資格者があるときは、他の競争入札有資格者に優先して指名することができる。

- (1) 発注する契約と同種の契約についての工事成績又は履行状況が優秀な者
- (2) 発注する契約と同種の契約の履行を得意とする者
- (3) 発注する契約の性質又は目的により、指名することが適當と認められる者

3 前2項の規定にかかわらず、工事成績又は履行状況が良好でない等優先する必要が認められない者については、同項の規定の対象としない。

(等級区分のある工事種別の工事の請負に係る指名)

第24条 市長は、前2条に定めるもののほか、発注する工事に対応する工事種別に等級区分があるときは、発注する工事の予定価格に対応する等級に属する者を指名するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、発注する工事の予定価格に対応する等級以外の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 緊急又は短期間に施工を完了する必要があるとき。
- (2) 特別な技術若しくは経験又は機械を必要とするとき。
- (3) 遠隔地において工事を施工するとき。
- (4) 発注する工事に対応する工事種別及び予定価格に対応する等級に属する者が少数であるとき。
- (5) 発注する工事に対応する工事種別の等級区別発注件数に著しい不均衡があるとき。
- (6) 発注する工事の性質又は目的により、市長が特に必要と認めるとき。

(意向反映型指名競争入札の指名の方法)

第24条の2 市長は、意向反映型指名競争入札を行おうとするときは、発注する契約に対応する業種についての競争入札有資格者のうちから、当該指名競争入札の参加の意向を確認する対象者（以下「意向確認対象者」という。）を選定するものとする。

2 前項の規定による意向確認対象者の選定については、第22条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「通常型指名競争入札」とあるのは「意向反映型指名競争入札」と、「令第167条の12第1項の規定による指名」とあるのは「入札参加の意向の確認の対象者の選定」と、同条第2項中「指名」とあるのは「選定」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、発注する工事等の種目について、第3条第1項の規定による格付を行い、同条第2項の規定による順位を定め、又は第4条の規定による順位を定めているときは、発注の規模に応じた等級に格付された者又は発注の規模に応じた順位に定められている者のみを意向確認対象者として選定することができるものとする。

4 市長は、前3項の規定により選定した意向確認対象者に対し、意向の確認の対象となった契約及び当該契約に係る指名競争入札の概要その他の必要な事項を通知するものとする。

5 意向反映型指名競争入札に参加しようとする者は、前項の規定による意向の確認を受けたときは、市長に対し、配置予定技術者に関する資料その他の必要な書類を添えて当該指名競争入札の参加の意向を申し立てなければならない。

6 市長は、前項の規定により、意向反映型指名競争入札について参加の意向の申し立てを受

けたときは、当該指名競争入札の参加の意向を確認するものとする。

7 市長は、第4項の規定による確認の結果、意向確認対象者が前項に規定する参加の意向の申し立てを行ったときは、当該意向確認対象者について令第167条の12第1項の規定による指名を行うものとする。

8 市長は、前項の規定により指名を行ったときは、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

(公募型指名競争入札等の特定競争入札参加資格)

第24条の3 市長は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項の全部又は一部について総合的に勘案して発注する契約ごとに特定競争入札参加資格を定めるものとする。ただし、第6号にあっては、特別の事情がある場合を除き、当該特定競争入札参加資格に定めるものとする。

- (1) 発注する契約に対応する業種について規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 市長が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。
- (3) 発注する契約と同種の契約の履行実績があること。
- (4) 発注する契約についての技術的適性及び履行能力を有すること。
- (5) 発注する契約に対応する技術者の配置予定が適切であること。
- (6) 市内中小企業であること。
- (7) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

2 特別の事情により、前項第6号に掲げる要件を当該特定競争入札参加資格に定めることができない場合にあっては、本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有するものを当該特定競争入札参加資格に定めるよう努めるものとする。

3 市長は、必要と認めるときは、第1項第3号に規定する契約の履行実績について、行財政局管財契約部契約課の発注による契約の履行実績に限ることとすることができる。

(公募型指名競争入札等の契約の申し込みの誘引)

第24条の4 市長は、公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときの公告その他の契約の申し込みの誘引については、第13条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項に規定する公告」とあるのは「公募型指名競争入札又は参加希望型指名競争入札に係る公告その他の契約の申し込みの誘引」と、「事後確認型一般競争入札」とあるのは「事後確認型指名競争入札」と読み替えるものとする。

(公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認等)

第24条の5 公募型指名競争入札（特定競争入札参加資格の確認を指名競争入札の入札の前に行うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に係る契約の申し込みの誘引があったときは、当該指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定めた日時までに、市長に対し、前条の規定により市長が定めた特定競争入札参加資格の確認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請があったときは、申請者の特定競争入札参加資格の有無について確認するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、申請者が特定競争入札参加資格があると認められるときは、その者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

(公募型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格確認結果の通知)

第24条の6 市長は、次に掲げる指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認（事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格の確認を除く。以下この条において同じ。）の申請を受け、前条第2項に規定する確認を行ったときは、その結果について、申請者に対し、別表3に定める入札の方式その他の区分に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。

(1) 工事等に係る公募型指名競争入札

(2) 電子入札システムによる物品等の調達に係る公募型指名競争入札

(3) 電子入札システムによらない物品等の調達に係る公募型指名競争入札

2 市長は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、市長が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）により回答するものとする。

(事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認等)

第24条の7 市長は、事後確認型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格として次に掲げる事項を確認しようとするときは、事前確認資格として入札の前に確認するものとする。ただし、第2号に規定する競争入札参加停止に関する特定競争入札参加資格については、開札の後においても再度確認するものとする。

(1) 物品等の調達に対応する業種について規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されていること。

(2) 市長が指定する日又は期間において、第29条第1項の規定による競争入札参加停止を受け、その期間中でないこと。

(3) 発注する契約と同種の契約について、行財政局管財契約部契約課の発注による契約の履行実績があること。

(4) 市内中小企業であること。

(5) 本市の区域内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。

2 市長は、電子入札システムにより事後確認型指名競争入札を行おうとするときは、前項に規定する事前確認資格の確認は、電子入札システムにより行うものとする。

(参加希望型指名競争入札の特定競争入札参加資格の確認の申請)

第24条の8 市長は、事後確認型指名競争入札として行う参加希望型指名競争入札に係る特定競争入札参加資格（事前確認資格を除く。）の確認のため、当該指名競争入札の参加者から確認の申請を受けなければならないときは、当該申請は、開札の後に受理するものとする。

(事後確認型指名競争入札の事前確認資格の確認の申請等)

第24条の9 事後確認型指名競争入札について公告その他の契約の申し込みの誘引があったときは、当該誘引に係る事後確認型指名競争入札に参加しようとする者は、市長が定める期間内に、市長に対し、事前確認資格の確認を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前確認資格の確認の申請があったときは、申請者の当該資格の有無について確認し、申請者に対し確認の結果を別表3に定める入札の方式その他の区分

に応じ、同表に定める方法により通知するものとする。この場合において、事前確認資格がないと認めた者に対しては、同表の規定にかかわらず、その理由を付するものとする。

3 市長は、前項の規定による確認の結果、事前確認資格がないと認めた者から、市長が定める期間内に、その理由について説明を求められたときは、口頭又は書面（請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。）により回答するものとする。
(事後確認型指名競争入札の指名)

第24条の10 市長は、事後確認型指名競争入札の参加者について事後確認資格があると認められるときは、当該参加者について令第167条の12第1項に規定する指名を行うものとする。

(事後確認型指名競争入札の落札者決定)

第24条の11 市長は、前条の規定により事後確認型指名競争入札の指名を受けた者のうち、予定価格の制限の範囲内で最も低い価格をもって入札した者を当該指名競争入札の落札者とする。

(被指名者の数)

第25条 1 の通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者の数は、発注する契約の予定価格に応じ、原則として、次の各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 予定価格が1千万円未満の契約 | 5社以上 |
| (2) 予定価格が1千万円以上5千万円未満の契約 | 7社以上 |
| (3) 予定価格が5千万円以上1億円未満の契約 | 8社以上 |
| (4) 予定価格が1億円以上の契約 | 10社以上 |

2 前項の規定にかかわらず、通常型指名競争入札により発注する契約が次のいずれかに該当するときは、前項各号に定める予定価格に対応する被指名者の数に満たない数の競争入札有資格者を指名することができる。

- (1) 特殊な専門的技術等を必要とする契約であるとき。
- (2) 履行できる能力を有する者が少ない契約であるとき。
- (3) 同時期の発注が特に多い契約であるとき。
- (4) 緊急その他特別の事由がある契約であるとき。

3 第1項の規定は、意向反映型指名競争入札の意向確認対象者の選定を行うときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「意向反映型指名競争入札において選定する意向確認対象者」と読み替える。

4 第1項及び第2項の規定は、公募型指名競争入札の特定競争入札参加資格を定めるときに準用する。この場合において、第1項中「通常型指名競争入札において指名する競争入札有資格者」とあるのは「公募型指名競争入札において特定競争入札参加資格を定めるときに目標とすべき当該指名競争入札の参加者」と、第2項中「通常型指名競争入札」とあるのは「公募型指名競争入札」と読み替える。

(特定調達契約に係る指名競争入札)

第25条の2 第22条から前条までの規定にかかわらず、規則第28条の2に規定する特定調達契約に係る指名競争入札については、規則第5章に定めるところによるほか、別に定める。

2 規則第28条の7第3項の規定による指名は、指名競争入札通知書により行う。

(指名の取消し)

第26条 第22条から前条までの規定により指名した者が、第27条の規定により準用する第16条の規定により特定競争入札参加資格の確認を取り消されたときは、市長は、当該指名を取り消すものとする。

2 前項の規定は、事後確認型指名競争入札において事前確認資格があると認めた場合に準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第27条 次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ同表右欄に掲げる指名競争入札により契約を締結しようとする場合に準用する。

第15条の2	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第15条の3から第15条の7まで	事後確認型指名競争入札
第15条の9	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第15条の10	事後確認型指名競争入札
第16条	公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第17条から第21条の4まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札及び事後確認型指名競争入札を含む。）
第21条の5	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の6	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第21条の7	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の8及び第21条の9	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）
第21条の10	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）
第21条の11から第21条の14まで	通常型指名競争入札、意向反映型指名競争入札及び公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を含む。）

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条の3第1項	一般競争入札	指名競争入札
第15条の4第3項	事後確認型一般競争入札	事後確認型指名競争入札
第15条の5	第14条	第24条の3
第15条の9	一般競争入札	指名競争入札
第15条の10	事後確認型一般競争	事後確認型指名競争入札

	入札	
	1以上あったとき	2以上あったとき
第16条第1項	第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6	第15条の4第2項、第15条の6、第24条の5第2項及び第24条の8第2項
第16条第2項	公告	公告その他の契約の申し込みの誘引
第19条	一般競争入札	指名競争入札
第20条	第15条第2項、第15条の4第2項及び第15条の6	第15条の4第2項、第15条の6、第24条の5第2項及び第24条の8第2項
第21条	一般競争入札	指名競争入札
	第13条に規定する当該競争入札の公告	第22条第1項に規定する指名、第24条の2第4項に規定する通知又は第24条の4において準用する第13条第2項の規定による公告その他の契約の申し込みの誘引
第21条の2、第21条の3、第21条の4第1項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の5第1項	第15条第1項の規定による特定競争入札参加資格の確認の申請	第24条の2第5項の規定による意向反映型指名競争入札に係る参加の意向の申し立て及び第24条の5第1項の規定による公募型指名競争入札（参加希望型指名競争入札を除く。）の参加の申請
第21条の5第3項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の7	申請を行なった者	第22条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第24条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った者
第21条の10第1項	一般競争入札	指名競争入札
	申請を行った	第22条第1項の規定による通常型指名競争入札の指名を受け、第24条の2第1項の規定による意向反映型指名競争入札の意向確認対象者に選定され、又は申請を行った
第21条の10第2項及び第3項	一般競争入札	指名競争入札
第21条の13第1項	一般競争入札	指名競争入札
	第13条に規定する当該競争入札の公告	第22条第1項に規定する指名、第24条の2第4項に規定する通知又は第24条の4において準用する第13条第2項の規定による公告その他の契約の申し込みの誘引
第21条の13第2項及び第21条の14	一般競争入札	指名競争入札

(共同企業体の取扱い)

第28条 共同企業体を契約の相手方としようとする場合にあっては、基準第8条第2項の規定による予備指名は、第22条から第26条までの規定に準じて行うものとする。ただし、予備指名する競争入札有資格者の数は、4以上の共同企業体が結成できる数とするものとする。

第6章 競争入札参加停止

(競争入札参加停止)

第29条 市長は、別に定めるところにより、競争入札有資格者及び共同企業体について、競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を行うことがある。

2 市長は、別に定めるところにより、参加停止に係る競争入札有資格者を構成員に含む共同企業体について、参加停止を行うことがある。

(参加停止に係る競争入札有資格者の取扱い)

第30条 市長が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体について、特定競争入札参加資格の確認に際し当該資格があると認めてはならない。この場合において、その者について、現に特定競争入札参加資格があると認めているときは、当該資格の確認を取り消すことができるものとする。

2 市長が前条の規定により参加停止を行ったときは、当該参加停止に係る競争入札有資格者又は共同企業体を指名し、又は予備指名してはならない。この場合において、その者を現に指名し、又は予備指名しているときは、当該指名又は当該予備指名を取り消すものとする。

(参加停止に関する事項)

第31条 前2条に定めるもののほか、参加停止に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 雜則

第32条 この要綱に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の資格及び競争入札の方法に関し必要な事項は、別に定めのある場合を除き、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(関係基準等の廃止)

2 京都市工事請負契約にかかる指名競争入札参加者指名基準、京都市指名競争入札参加者指名停止基準及び京都市指名業者選定委員会要綱は廃止する。

附 則（平成9年4月1日決定）

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年6月1日決定）

この改正要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成11年3月25日決定）

この改正要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日決定）

この改正要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされている準禁治産者に関するこの要綱による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月20日決定）

この改正要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成13年12月25日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則（平成14年5月31日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱第3条及び別表第1の規定は、平成14年度以後に行う格付について適用する。

附 則（平成14年12月27日決定）

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日決定）

この要綱は、平成15年3月25日から施行する。

附 則（平成16年3月31日決定）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日決定）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定による承継人とみなす。

3 この要綱の施行の日前に規則第2条第1項の規定により告示された一般競争入札に参加する者に必要な資格又は規則第20条第1項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

(適用区分)

4 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成19年5月31日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱第3条、第4条、別表1及び別表2の規定は、平成19年度以降に行う格付について適用する。

附 則（平成21年5月29日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱別表1の規定は、平成21年度以降に行う格付について適用する。

附 則（平成22年5月25日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱第3条の規定は、平成22年度以降に行う格付について適用する。

附 則（平成23年3月25日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定による承継人とみなす。

3 この要綱の施行の日前に規則第2条第1項の規定により告示された一般競争入札に参加

する者に必要な資格又は規則第20条第1項の規定により告示された指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査については、なお従前の例による。

(適用区分)

4 改正後要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札の公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成24年5月22日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱別表1の規定は、平成24年度以降に行う格付について適用する。

附 則（平成24年8月2日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正前要綱」という。）第2条第1項の規定により競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正前要綱第5条の規定により承継人となった者は、それぞれ、この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者又は改正後要綱第5条の規定による承継人とみなす。

(適用区分)

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に競争入札参加資格を取り消し、競争入札有資格者名簿から削除しようとするときの競争入札に参加しようとする者に必要な資格については、改正後要綱第2条第1項の規定を適用する。

附 則（平成25年5月30日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みに係る契約について適用する。

附 則（平成26年8月20日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年11月10日決定）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則（平成29年9月6日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱（以下「改正要綱」）第2条の規定は、平成30年4月以後の登録に係る京都市競争入札参加資格の申請から適用する。

- 3 改正要綱第3条の規定は、平成30年4月以後に有効となる格付に係る申請から適用する。

附 則（平成30年1月5日決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱の規定は、平成31年度以降に有効となる格付について適用する。

附 則（令和2年3月27日決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市競争入札等取扱要綱の規定は、令和2年度以降に有効となる格付について適用する。

附 則（令和3年3月29日決定）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和3年3月29日から施行する。

別表1（第3条関係）

工事種別	等級	予定価格の範囲	
土木工事	A	1億8,000万円以上	
	B	9,000万円以上	1億8,000万円未満
	C	6,000万円以上	9,000万円未満
	D	4,000万円以上	6,000万円未満
	E	2,000万円以上	4,000万円未満
	F	1,000万円以上	2,000万円未満
	G		1,000万円未満
建築工事	A	3億5,000万円以上	
	B	1億円以上	3億5,000万円未満
	C	5,000万円以上	1億円未満
	D	2,000万円以上	5,000万円未満
	E	1,000万円以上	2,000万円未満
	F	500万円以上	1,000万円未満
	G		500万円未満
電気工事	A	1億円以上	
	B	3,000万円以上	1億円未満
	C	1,000万円以上	3,000万円未満
	D	500万円以上	1,000万円未満
	E		500万円未満
管工事	A	8,000万円以上	
	B	3,000万円以上	8,000万円未満
	C	800万円以上	3,000万円未満
	D	500万円以上	800万円未満
	E		500万円未満
舗装工事	A	6,000万円以上	
	B	3,000万円以上	6,000万円未満
	C	1,000万円以上	3,000万円未満
	D		1,000万円未満
造園工事	A	3,000万円以上	
	B	1,500万円以上	3,000万円未満
	C	500万円以上	1,500万円未満
	D		500万円未満
解体工事	A	1,000万円以上	
	B		1,000万円未満

別表2（第4条関係）

業務種別	等 級	予 定 價 格 の 範 囲
測 量	A	1, 000万円以上
	B	1, 000万円未満
土木設計	A	1, 000万円以上
	B	1, 000万円未満
建築設計	A	750万円以上
	B	750万円未満

別表3(第15条第2項、第15条の2第2項、第15条の7、第15条の9、第24条の2第8項、第24条の6第1項、第24条の9第2項関係)

入札方式等の区分			通知等の時期、種別、方法等						
			入札の前に特定競争入札参加資格の確認を行ったとき		落札決定を保留することとしたとき	事後確認資格の確認を行ったとき	落札者を決定したとき		
をへ 除事般 く後競 °確争 認入型 一 般競 争入 札	電子入札シス テムによるもの (以下「電子入 札」という。)	確認の結 果の通知	資格がないと認めた者に対する理由の説明	落札決定を保留する旨の通知等	事後確認資格がないと認めた者に対する理由の説明	落札者に対する落札決定の通知等	落札者とな らなかつた者に対する落札結果の通知等	落札者とな らなかつた者に対する理由の説明	
		◎	◇	◎	—	◎	◎	△	
		○	◇	△	—	○	△	△	
一 般 事 後 競 争 確 認 入 札	電子入札	インターネット入札者	◎	◇	◎	△	◎	◎	△
		入札端末機入札者	○	◇	△	△	○	△	△
	書面入札	○	◇	△	△	○	△	△	
工 事 及 び 測 量 、 設 計 等	通常型 指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	—	—	◎	—	◎	◎
			入札端末機入札者	—	—	△	—	○	×
		書面入札	—	—	□	—	□	□	—
	意向反映型 指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	◎	△	◎	—	◎	◎
			入札端末機 入札者	○	△	△	—	○	×
		書面入札	○	△	□	—	□	□	—
	公募型 指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	◎	◇	◎	—	◎	◎
			入札端末機入札者	○	△	△	—	○	×
		書面入札	○	△	□	—	□	□	△
指 名 競 争 入 札	通常型 指名競争入札	電子入札	インターネット入札者	—	—	◎	—	◎	◎
			入札端末機入札者	—	—	△	—	○	△
		書面入札	—	—	□	—	□	□	—
	電子入札	参加希望型指名競争入札(事後確認型指名競争入札を除く。)	インターネット入札者	●	△	◎	—	◎	◎
		入札端末機入札者	◆	△	△	—	○	△	△
		参加希望型指名競争入札(事後確認型指名競争入札)	インターネット入札者	●	△	◎	△	◎	△
		入札端末機入札者	◆	△	△	△	○	△	△
	書面入札	公募型 指名競争入札	インターネット入札者	◎	◇	◎	—	◎	◎
		入札端末機入札者	◆	△	△	—	○	△	△

備考1 ◎印は、○印の記載された欄の対象者に対し、その欄に示す事項について電子入札システムにより確認するよう、速やかに電子メールを送信することを示す。

備考2 ◇印は、特定競争入札参加資格の確認を行った結果、当該資格がないと認めた者に対する結果の通知にその理由を付することを示す。

備考3 ○印は、○印の記載された欄の対象者に対し、その欄に示す事項について、速やかに口頭又は書面により通知することを示す。

備考4 △印は、△印の記載された欄の対象者から請求があったときは、その欄に示す事項について、口頭又は書面(請求が、書面によるもので、書面による通知を請求したものである場合に限る。)で通知することを示す。

備考5 □印は、入札参加者全員に対して、口頭により宣言することを示す。

備考6 一印は、該当する行為がないことを示す。

備考7 ×印は、請求の有無にかかわらず、落札者とならなかつた者に対する通知を行わないことを示す。

備考8 ●印は、事前確認資格の確認の結果、事前確認資格がないと認めた者に対してのみ、その旨を電子入札システムにより確認するよう、速やかに電子メールを送信することを示す。

備考9 ◆印は、入札端末機により入札しようとした者について、入札の前に確認する特定競争入札参加資格の確認の結果、当該資格がないと認めたときは、その旨を入札端末機において表示することを示す。

備考10 ▲印は、入札の前に確認する特定競争入札参加資格の確認の結果、当該資格がないと認めた者についてのみ、口頭又は書面(書面によって、書面による通知の請求を受けたときに限る。)で通知することを示す。

備考11 工事、測量、設計等に係る公募型指名競争入札及び意向反映型指名競争入札における事前確認資格の確認の結果の通知は、指名通知により行う。